



わくわくワークいしかわ

石川県職業能力開発プラザだより

令和4年5月31日発行

2022
第817号
5・6

石川県職業能力開発プラザ

TEL(076)261-1400 FAX(076)261-1402

ホームページ <https://www.pref.ishikawa.lg.jp/roudou/syokunou-p/>

E-mail pzinfo@pref.ishikawa.lg.jp



いしかわ障害者雇用推進カンパニー
認定シンボルマーク



連合石川第93回石川県統一メーデー金沢中央大会開催

5月1日、連合石川は、「一人ひとりが尊重される 多様性を認め合う社会をめざし みんなが輝く未来をつくろう!」をメインスローガンに、第93回統一メーデーが県内5会場で開催されました。金沢市のいしかわ四校記念公園で開催された金沢中央大会には約500人が参加しました。

主催者の福田佳央会長は、「ウクライナ情勢」「2022春闘生活闘争」「国民民主党石川県連合会の設立」「第26回参議院通常選挙」などについて挨拶しました。続いて、来賓の馳浩知事、村山卓金沢市長ほか来賓が挨拶し、その後、スローガンを確認、メーデー宣言を読み上げ、ガンバロー三唱後に閉会しました。

も く じ

労働ニュース	2
いしかわ就職・定住サポートセンター(ILAC)～「仕事」と「暮らし」のワンストップサービス～	3
研修のご案内（在職者の方向け）（6・7月実施分）	4
改正高年齢者雇用安定法が令和3年4月から施行されました	5
令和4年6月までの雇用調整助成金の特例措置等について	6・7
新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金について	8
新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金（委託を受けて個人で仕事をする方向け）について	9
令和4年度業務改善助成金(通常コース)のご案内	9・10

総合労働相談会のご案内

賃金や労働時間など労務管理上の課題や、職業能力開発、税金などの問題について専門スタッフをご相談に応じます。秘密厳守。費用は無料。電話によるご相談にもお応えします。

☆日 時 6月15日(水) 午後1時30分～午後4時
7月20日(水) 午後1時30分～午後4時

☆場 所 石川県職業能力開発プラザ(金沢市芳育1-15-15)
TEL: 076-261-1400

相談スタッフ…石川県労働企画課・税務課・労働委員会、石川労働局雇用環境・均等室、(独)勤労者退職金共済機構、(一社)石川県経営者協会

企業からの
ご相談も受けて
おります



◎いしかわ男女共同参画推進宣言企業

「女性活躍加速化クラス」認定証書交付式開催

県では、男女共同参画推進の取組を宣言する企業等を「いしかわ男女共同参画推進宣言企業」として認定しており、さらに女性活躍に向けた取組を前進させるため、その中でも具体的な数値目標を設定する企業を「女性活躍加速化クラス」として認定しています。

3月7日、女性活躍加速化クラス 37社に対し、県庁において谷本知事から認定書の交付を行い、女性活躍加速化クラスの認定企業は合わせて 451社となりました。

- ・株式会社別川製作所(白山市)
- ・株式会社文教コーポレーション(金沢市)
- ・株式会社ゼロインフィニティ北陸支社(金沢市)
- ・社会福祉法人眉丈会(羽咋市)
- ・株式会社加賀屋(七尾市)
- ・社会福祉法人弘和会(輪島市)
- ・井筒管材株式会社(金沢市)
- ・株式会社建設ドットウェブ(金沢市)
- ・株式会社アプラス(加賀市)
- ・大同生命保険株式会社金沢支社(金沢市)
- ・株式会社石川製作所(白山市)
- ・カジナイロン株式会社(金沢市)
- ・株式会社ヴァケーション(金沢市)
- ・むかいアドバイザー株式会社(金沢市)
- ・株式会社庭芸社(金沢市)
- ・株式会社北陸グリーンサービス(金沢市)
- ・一般財団法人石川県県民ふれあい公社(金沢市)
- ・一般社団法人石川県農業開発公社(金沢市)
- ・株式会社ホンダサロン石川(金沢市)
- ・菱機工業株式会社(金沢市)
- ・株式会社アイデン(金沢市)
- ・株式会社ハクイ村田製作所(羽咋市)
- ・医療法人社団博友会金沢西病院(金沢市)
- ・創和テキスタイル株式会社(羽咋市)
- ・藤井空調工業株式会社(小松市)
- ・株式会社シェヘラザード(金沢市)
- ・株式会社小松村田製作所(小松市)
- ・北陸コンピュータ・サービス株式会社金沢本社(金沢市)
- ・肥田電器株式会社(中能登町)
- ・石川交通株式会社(金沢市)
- ・株式会社穴水村田製作所(穴水町)
- ・株式会社ワクラ村田製作所(七尾市)
- ・カジレーネ株式会社(かほく市)
- ・株式会社梶製作所(かほく市)
- ・公益財団法人石川県林業公社(金沢市)
- ・カジニット株式会社(金沢市)
- ・株式会社升方工務店(野々市市)



◎県立産業技術専門校および石川障害者職業能力開発校入校式

4月7日、県立産業技術専門校4校と石川障害者職業能力開発校の令和4年度入校式が一斉に行われました。小松産業技術専門校では、山村嘉康校長が「自立した職業人を目指し入校された皆さんは、その思いを充分自覚し、強い意欲を持って日々の訓練に励んでいただきたいと願っている」と式辞を述べました。これに対し、入校生を代表して道券明美さん(情報ビジネス科)が「産業界に貢献できる有能な職業人となるよう、知識、技能及び人格の錬磨に努力する」と宣誓しました。

各産業技術専門校の入校生は以下のとおりです。

小松校23名、金沢校29名、七尾校17名、能登校31名
合計100名 石川障害者職業能力開発校36名



◎県労連第93回メーデー石川県中央集会

5月1日、「働くものの団結で生活と権利を守り、平和と民主主義、中立の日本をめざそう」をメインスローガンに、県労連の第93回メーデー石川県中央集会が金沢市文化ホールで開催され、県内各地をオンラインでつなぎ、約300人(主催者発表)が参加しました。メーデー実行委員長の桶間諭県労連議長が挨拶し、メーデー宣言の採択後、デモ行進を行いました。



いしかわ就職・定住総合サポートセンター(ILAC) ～「仕事」と「暮らし」のワンストップサービス～



「いしかわ就職・定住総合サポートセンター(ILAC)」が平成28年4月の開設から7年目を迎えました。

ILACでは、石川、東京、大阪、の3カ所で窓口を開設し、石川県へのUIターン就職や移住を希望される方に対して「仕事」と「暮らし」のワンストップ相談窓口を設けています。

開設6年目の令和3年度は、相談者数が延べ2,124名、転職へとマッチングした件数が340件、家族を含めた本県への移住者数は497名となり、開設後累計で2,400名を超えました。

転職へのマッチングにあたっては、県内企業OBを中心とした人材コーディネーターが実際に企業を訪問して開拓した人材ニーズと、転職希望者の要望や経歴を相談員が丁寧にすり合わせることで、企業や相談者の皆様から満足いただけるよう心がけています。

具体的には、

- ①人材コーディネーターが県内企業の経営者と直接対話し、その企業の事業拡大のために経営管理・販路拡大・生産性向上等のどの分野の強化が必要か(人材ニーズ)を掘り起こし、
- ②相談員が出産や子育てをきっかけにUターンを希望する若手人材、大企業等での経験を地方で生かしたいと考えているプロフェッショナル人材等を必要とする企業にマッチングする

といった効果も現れています。

今年度も、新型コロナウイルス感染症の影響も踏まえて、電話やメールでの相談も受け付けていますので、企業の皆様ならびに県内へのUIターンを希望されている皆様は、ぜひご活用ください。

所在地・連絡先

- ◎ILAC石川 〒920-0935 石川県金沢市石引4-17-1 石川県本多の森庁舎1階 TEL:076-235-4540
◎ILAC東京 〒100-0004 東京都千代田区大手町2-7-1 TOKIWAブリッジ4階 TEL:03-6734-1497
◎ILAC大阪 〒530-0047 大阪府大阪市北区西天満4-14-3 石川県大阪事務所内 TEL:06-6809-7603

研修のご案内(在職者の方向け)(6、7月実施分)

県内産業技術専門学校では、在職者の方を対象に、講義と実技を組み合わせた実践的な技術研修を実施しています。受講希望の方は、開催日の2週間前までに各産業技術専門学校へお申し込みください。

◎小松産業技術専門学校 TEL: 0761-44-1183

■機械系 (訓練時間9:00~16:00 表計算13:00~17:00)

コース名	研修内容及び目標	対象者	定員	実施日程	費用
JW_CAD 初級	JW_CADの基本的な操作方法を習得する。	パソコンの基本操作ができる方	10	R4 7/13~7/14	4,740円 (教材費等含)
JW_CAD 中級	JW_CADの実践的な操作方法を習得する。	JW_CADの基本的な操作ができる方	10	R4 7/20~7/21	4,740円 (教材費等含)
表計算実務活用	Excelの実業務に活かせる機能について操作方法を習得する。	Excelの基本操作ができる方	10	R4 6/14~6/16	4,690円 (教材費等含)
表計算マクロ	マクロの使用方法を学び、実業務を効率的に進める方法を習得する。	Excelの基本操作ができる方	10	R4 6/21~6/23	5,350円 (教材費等含)

◎金沢産業技術専門学校 TEL: 076-267-2221

■機械系 (訓練時間9:30~16:30)

コース名	研修内容及び目標	対象者	定員	実施日程	費用
ドリル切削・研削	ドリル加工の切削理論と研削の方法について、加工実習を通じて習得する。	ドリル加工作業にはじめて従事される方	10	R4 6/22、6/24	1,660円
熱処理	熱処理の目的、役割、手段などの基本を学ぶ。	熱処理作業を初めて学ぶ方	10	R4 7/11~7/12	1,660円
機械CAD	Solidworks 2016 (3次元CAD)の基本操作を習得する。	Windowsの基本操作ができる方	10	R4 7/28、8/4	1,660円

■電気・電子系 (訓練時間9:30~16:30)

コース名	研修内容及び目標	対象者	定員	実施日程	費用
PLC制御	PLCの基本命令を使用したプログラムの作成法を、実習を通じて習得する。	シーケンスプログラミングを初めて学ぶ方	5	R4 7/28~7/29	3,360円 (教材費等含)

■管理系 (訓練時間9:30~16:30)

コース名	研修内容及び目標	対象者	定員	実施日程	費用
QC実践編	品質管理の事例分析および解析の手法を習得する。	QC基礎編コース修了者	10	R4 6/13~6/14	1,660円
現場リーダー養成	現場リーダーを育成するためのノウハウを習得する。	新人や部下の育成に携わる方	10	R4 7/5、7/8	1,660円

■IT系 (訓練時間9:30~16:30)

コース名	研修内容及び目標	対象者	定員	実施日程	費用
表計算基礎編	表の作成・編集、関数の使用方法など、Excelの基本的な機能と操作を学習する。	Windowsの操作ができる方	10	R4 6/21~6/23	4,690円 (テキスト費含)
表計算応用編	様々な関数の使い方や、データベースの活用方法など、Excelを使いこなす方法を学習する。	Excelの基本操作ができる方	10	R4 6/28~6/30	4,690円 (テキスト費含)
ExcelVBA基礎編	Excel VBAの基本機能と操作を習得する。	Excelの基本操作ができる方	10	R4 7/26~7/28	5,350円 (テキスト費含)

◎七尾産業技術専門学校 TEL: 0767-52-3159

■建設機械系 (訓練時間9:00~17:15)

コース名	研修内容及び目標	対象者	定員	実施日程	費用
車両系建設機械(整地等)運転技能講習	車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用機械)の運転業務に必要な技能講習修了証を取得する。(労働安全衛生法第61条)	建設業に従事する方(18才以上)	10	R4 6/20~6/29	88,660円(注1) (テキスト費、教材費含)

(注1)金額の確認は、七尾労働基準協会(TEL: 0767-52-5343)まで、お願いします。

☆産業技術専門学校では企業ニーズに対応したセミナーを企画・実施しておりますので、従業員の方の技術向上にお役立てください。ご希望の際は各産業技術専門学校の在職者訓練担当までご相談ください。

事業者の皆さま、労働者の皆さまへ

改正高年齢者雇用安定法が令和3年4月から施行されました

65歳までの雇用確保
(義務)



70歳までの就業確保
(努力義務)

70歳までの就業確保措置を講じることが「努力義務」となったことに伴い、
再就職援助措置・多数離職届等の対象が追加されます。

高年齢者就業確保措置について

<対象となる事業主>

- ・ 定年を65歳以上70歳未満に定めている事業主
- ・ 65歳までの継続雇用制度(70歳以上まで引き続き雇用する制度を除く。)を導入している事業主

<対象となる措置>

次の①～⑤の**いずれか**の措置(高年齢者就業確保措置)を講じるよう努める必要があります。

① 70歳までの定年引き上げ

② 定年制の廃止

③ 70歳までの継続雇用制度(再雇用制度・勤務延長制度)の導入
※特殊関係事業主に加えて、他の事業主によるものを含む

④ 70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入

⑤ 70歳まで継続的に以下の事業に従事できる制度の導入

a. 事業主が自ら実施する社会貢献事業

b. 事業主が委託、出資(資金提供)等する団体が行う社会貢献事業

※④、⑤については過半数組合等の同意を得た上で、措置を導入する必要があります(労働者の過半数を代表する労働組合がある場合にはその労働組合、そして労働者の過半数を代表する労働組合がない場合には労働者の過半数を代表する者の同意が必要です。)

※③～⑤では、事業主が講じる措置について、対象者を限定する基準を設けることができますが、その場合は過半数労働組合等との同意を得ることが望ましいです。

※高年齢者雇用安定法における「社会貢献事業」とは、不特定かつ多数の者の利益に資することを目的とした事業のことです。「社会貢献事業」に該当するかどうかは、事業の性質や内容等を勘案して個別に判断されることとなります。

※bの「出資(資金提供)等」には、出資(資金提供)のほか、事務スペースの提供等も含まれます。

お問合せ先



石川労働局・職業対策課 TEL:076-265-4428

(事業者の方へ)

令和4年6月までの雇用調整助成金の特例措置等について



判定基礎期間の初日が令和4年4月1日以降の休業等について業況特例の申請を行う**全ての事業者は、申請の都度、業況の確認**を行いますので、**売上等の生産指標の提出が必要になります。**

その際、提出する生産指標は、**最新の数値**を用いて判断することになります（**原則として生産指標を変更することはできません。**）。

※詳細は裏面をご確認ください

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、**令和4年3月31日**を期限に雇用調整助成金の特例措置を講じてきましたが、この特例措置は**令和4年6月30日**まで以下の通りとなります。

特例措置の内容について

判定基礎期間の初日	令和3年		令和4年	
	5月～12月		1月・2月	3～6月
中小企業	原則的な措置	4/5 (9/10) 13,500円	4/5 (9/10) 11,000円	4/5 (9/10) 9,000円
	業況特例・地域特例	4/5 (10/10) 15,000円	4/5 (10/10) 15,000円	
大企業	原則的な措置	2/3 (3/4) 13,500円	2/3 (3/4) 11,000円	2/3 (3/4) 9,000円
	業況特例・地域特例	4/5 (10/10) 15,000円	4/5 (10/10) 15,000円	

(注) 金額は1人1日あたりの上限額、括弧書きの助成率は**解雇等を行わない場合**

解雇等の有無の確認について

【令和3年12月まで】

原則的な措置では、令和2年1月24日以降の解雇等の有無及び「判定基礎期間末日の労働者数が各月末の労働者数平均の4/5以上」地域・業況特例では、令和3年1月8日以降の解雇等の有無

【令和4年1月から】

原則的な措置では、令和3年1月8日以降の解雇等の有無及び「判定基礎期間末日の労働者数が各月末の労働者数平均の4/5以上」地域・業況特例では、令和3年1月8日以降の解雇等の有無

お願い 制度の見直し等の都度**支給申請様式を改定しています**。支給申請の**都度**、厚生労働省HPから**最新様式のダウンロード**をお願いします。

その他 雇用保険被保険者以外の方に対する休業手当については、「緊急雇用安定助成金」として支給しています。

不正受給への対応を厳格化します

不正受給を行った事業所名等の積極的な公表、予告なしの現地調査のほか、捜査機関との連携強化を行っています。不正受給は、刑法第246条の詐欺罪等に問われる可能性があります。

お問合せ先

ご不明な点は、以下のコールセンターまでお問い合わせ下さい。

雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、小学校休業等対応助成金・支援金コールセンター
0120-603-999 受付時間 9:00～21:00 土日・祝日含む

 **厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク**

厚生労働省HP



LL040322企01

業況特例（特に業況が厳しい全国の事業主）

【対象となる事業主】

AとBそれぞれの月平均値の生産指標(売上げ高等)を比較しAが30%以上減少している事業主
(ア) 判定基礎期間の初日が令和3年12月31日以前の休業等の場合（短時間休業を含む）

A：判定基礎期間の初日が属する月から遡って3か月間の生産指標

B：Aの3ヶ月間の生産指標に対して、前年同期または前々年同期の生産指標

(①雇用保険適用事業所設置後であって、②労働者を雇用している場合（緊急雇用安定助成金は②のみ）に限る。)

例：令和3年11月5日から休業を実施した場合（賃金締切日が月末の場合）



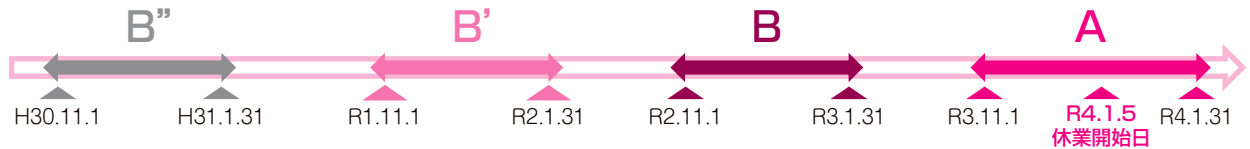
(イ) 判定基礎期間の初日が令和4年1月1日以降の休業等の場合（短時間休業を含む）

A：判定基礎期間の初日が属する月から遡って3か月間の生産指標

B：Aの3ヶ月間の生産指標に対して、前年同期、前々年同期または3年前同期の生産指標

(①雇用保険適用事業所設置後であって、②労働者を雇用している場合（緊急雇用安定助成金は②のみ）に限る。)

例：令和4年1月5日から休業を実施した場合（賃金締切日が月末の場合）



- 令和3年12月末までに業況特例を利用している（＝業況の確認を既に行った）事業主が、判定基礎期間の初日が令和4年1月1日以降の休業等について申請を行う場合は、最初の申請において、業況特例の対象となることについて、業況の再確認を行いますので、売上等の書類の再提出が必要になります。
- また、判定基礎期間の初日が令和4年4月1日以降の休業等について業況特例の申請を行う全ての事業主は、申請の都度、業況の確認を行いますので、売上等の生産指標の提出が必要になります。その際、提出する生産指標は、最新の数値を用いて判断することになります（原則として生産指標を変更することはできません。）。

地域特例（営業時間の短縮等に協力する事業主）

【対象となる事業主】

以下を満たす飲食店や催物（イベント等）を開催する事業主等

(1)緊急事態措置の対象区域またはまん延防止等重点措置の対象区域（職業安定局長が定める区域）の都道府県知事による要請等を受けて、

(2)緊急事態措置を実施すべき期間またはまん延防止等重点措置を実施すべき期間を通じ、

(3)要請等の対象となる施設（要請等対象施設）の全てにおいて、

(4)休業、営業時間の変更、収容率・人数上限の制限、入場者の整理等、飲食物提供（利用者による酒類の店内持ち込みを含む）又はカラオケ設備利用の自粛に協力する

【対象となる休業等】

要請等対象施設における以下の期間を含む判定基礎期間の休業等（短期間休業を含む）

厚生労働省ホームページに掲載する区域及び期間

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/cochomoney_00002.html



新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金について

令和4年1月1日から令和4年6月30日までの間に、以下の子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主は助成金の対象となります！

- ①新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドラインなどに基づき、**臨時休業などをした小学校など（保育所等を含みます）**に通う子ども
- ②新型コロナウイルスに**感染した子どもなど**、小学校などを休む必要がある子ども

事業主の皆さまには、この助成金を活用して有給の休暇制度を設けていただき、年休の有無にかかわらず利用できるようにすることで、**保護者が希望に応じて休暇を取得できる環境を整えていただけるようお願いいたします。**

【助成内容】有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10/10

具体的には、対象労働者1人につき、**対象労働者の日額換算賃金額^{※1}×有給休暇の日数**で算出した合計額を支給します。

※1 各対象労働者の通常の賃金を日額換算したもの（日額上限額^{※2}あり）

休暇取得期間	日額上限額 ^{※2}	申請期限 ^{※3}
令和4年1月1日～3月31日	令和4年1～2月：11,000円 令和4年 3月：9,000円	令和4年5月31日（火） 必着
令和4年4月1日～6月30日	9,000円	令和4年8月31日（水） 必着

※2 申請の対象期間中（注）に緊急事態宣言の対象区域又はまん延防止等重点措置を実施すべき区域であった地域（原則都道府県単位）に事業所のある企業については**15,000円**。

注：事業主の方から申請いただいた休暇日の最初の日から最後の日までの間（申請対象の労働者が複数いる場合は、休暇の開始が最も早い労働者の開始日から、終了が最も遅い労働者の終了日までの間）

※3 ただし、やむを得ない理由があると認められる場合（以下Ⅰ又はⅡ）は、申請期限経過後に申請することが可能（令和4年6月30日まで）です。

- Ⅰ.労働者からの都道府県労働局『小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口』への「（企業に）この助成金を利用してもらいたい」等のご相談に基づき、労働局が事業主への助成金活用の働きかけを行い、これを受けて事業主が申請を行う場合
- Ⅱ.労働者が都道府県労働局『小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口』へ相談し、労働局から助言等を受けて、労働者自らが事業主に働きかけ事業主が申請を行う場合

労働者の皆さまへ

都道府県労働局『**小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口**』では、「企業にこの助成金を利用してもらいたい」等、労働者の方からのご相談内容に応じて、**企業への特別休暇制度導入・助成金の活用の働きかけ等**を行っています。特別相談窓口（休業支援金・給付金の仕組みによる**労働者からの直接申請含む**）については、こちらをご参照ください。



⇒「**小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口のご案内**」

事業主の皆さまへ

- ① **支給要件の詳細や具体的な手続きは厚生労働省ホームページにて確認ください。**
申請書は、厚生労働省HPから印刷してください。

新型コロナ 休暇支援

検索



*①雇用保険被保険者の方用と、②雇用保険被保険者以外の方用の**2種類の様式**があります。

*事業所単位ではなく**法人ごとの申請**となります。また、法人内の対象労働者について可能な限りまとめて申請をお願いします。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html

- ② 申請書の提出方法

本社所在地を管轄する**都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）**まで**郵送**でお願いします。

※必ず配達記録が残る郵便（特定記録郵便やレターパックなど）で配達してください。（宅配便などは受付不可）

お問い合わせはコールセンターまで

『雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、**小学校休業等対応助成金・支援金**コールセンター』

（フリーダイヤル）0120-603-999 受付時間：9：00～21：00 土日・祝日含む

※詐欺にご注意ください。国や委託事業者から、助成金の相談について電話などで勧誘することはありません。

また、振込先、口座番号やその他の個人情報を個人の方に電話などで問い合わせることはありません。

新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金 (委託を受けて個人で仕事をする方向け) について

小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話をを行うために、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者へ支援金を支給します！

【支援の内容】 令和4年1月1日から令和4年6月30日までの間において、**仕事ができなかった日**について、1日当たり以下の金額を定額

仕事ができなくなった期間	金額（1日当たり定額）*	申請期限
令和4年1月1日～3月31日	令和4年1～2月：5,500円 令和4年 3月：4,500円	令和4年5月31日（火） 必着
令和4年4月1日～6月30日	4,500円	令和4年8月31日（水） 必着

※申請の対象期間中に緊急事態宣言の対象区域又はまん延防止等重点措置を実施すべき区域であった地域（原則都道府県単位）に住所を有する方は**7,500円（定額）**

◎ 支給要件、申請等の手続きのお問い合わせについては、

雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、小学校休業等対応助成金・支援金コールセンター
0120-603-999（受付時間：9：00～21：00）※土日・祝日含む

◎ 申請書の提出先

〒137-8691 新東京郵便局私書箱132号

学校等休業助成金・支援金受付センター（厚生労働省の委託事業者）

必ず配達記録が残る郵便（特定記録郵便やレターパックなど）で配送してください。

※上記の申請期限内に提出ください。消印が申請期間内でも、受付センターへの到達日が申請期間を徒過していた場合は申請期間内に申請したとは認められませんので、ご注意ください。

※申請書は、厚生労働省HPから印刷して使用して下さい。（印刷できない場合はコールセンターにご連絡下さい。）
<支援金HP> https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10231.html

臨時休業 個人委託

検索

令和4年度 業務改善助成金（通常コース）のご案内

『業務改善助成金（通常コース）』は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

助成金の概要

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、設備投資（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）などを行った場合に、その費用の一部を助成します。

賃金引上げ



設備投資等



設備投資等に要した費用の一部を助成

詳しくはHPをご覧ください！

業務改善助成金

検索



助成金支給までの流れ

交付申請書・事業実施計画などを、最寄りの都道府県労働局に提出

審査

交付決定後、提出した計画に沿って事業実施

労働局に事業実施結果を報告

審査

支給

概要

※申請期限：令和5年1月31日

コース区分	引上額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
30円コース	30円以上	1人	30万円	以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金900円未満】(※2) 4/5 生産性要件を満たした場合は9/10(※3) 【事業場内最低賃金900円以上】(※2) 3/4 生産性要件を満たした場合は4/5(※3)
		2~3人	50万円		
		4~6人	70万円		
		7人以上	100万円		
		10人以上(※1)	120万円		
45円コース	45円以上	1人	45万円		
		2~3人	70万円		
		4~6人	100万円		
		7人以上	150万円		
		10人以上(※1)	180万円		
60円コース	60円以上	1人	60万円		
		2~3人	90万円		
		4~6人	150万円		
		7人以上	230万円		
		10人以上(※1)	300万円		
90円コース	90円以上	1人	90万円		
		2~3人	150万円		
		4~6人	270万円		
		7人以上	450万円		
		10人以上(※1)	600万円		

(※1) 10人以上の上限度区分は、以下の①又は②のいずれかに該当する事業場が対象となります。

①賃金要件：事業場内最低賃金900円未満の事業場

②生産量要件：売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3ヶ月間の月平均値が前年又は前々年の同じ月に比べて、30%以上減少している事業者

(※2) 対象は地域別最低賃金900円未満の地域のうち、事業場内最低賃金が900円未満の事業場です。(令和4年4月現在)

(※3) ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。

助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

ご留意頂きたい事項

- ◆過年度に業務改善助成金を活用した事業場も、助成対象となります。
- ◆予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- ◆事業完了の期限は令和5年3月31日です。

お問い合わせ先

- ◆「業務改善助成金コールセンター」まで、お気軽にお問い合わせください。
電話番号 0120-366-440 (受付時間平日8:30~17:15)

申請先

- ◆助成金の申請窓口は、都道府県労働局です。事業場がある地域の労働局にお問い合わせください。
【担当部署】各労働局雇用環境・均等部(室)